

函館公共職業安定所 発表  
 令和6年1月19日（金）

担	函館公共職業安定所
	所長 渡辺 康広
	雇用開発部長 和田 恒雄
当	電話（0138）88-1317

## 令和5年 障害者雇用状況の集計結果

（令和5年6月1日現在）

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の令和5年6月1日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.3	% 2.45	% 2.58	% 2.33	% 58.5	% 53.1	% 50.1
地方公共団体の機関	% 2.6	% 2.76	% 2.56	% 2.74	% 89.5	% 70.7	% 79.0
独立行政法人等	% 2.6	% 3.87	% 2.46	% 2.76	% 100.0	% 75.0	% 83.5

◎ 集計結果のポイント

**【管内民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）**

- 集計企業数は**270**社（対前年比1.1%、3社減少）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は**34,014.5**人（対前年比0.02%、7.0人減少）
- 雇用されている障害者の数は**832.5**人（対前年比8.2%、63.0人増加）
- 実雇用率は**2.45%**（対前年比0.19ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は**58.5%**（対前年比5.4ポイント上昇）

**【公的機関】（法定雇用率2.6%）**

- 地方公共団体等の公的機関数は**19**機関
- 雇用率の算定基礎となる対象職員数は**6,227.0**人（対前年比0.4%、27.0人増加）
- 雇用されている障害者の数は**172.0**人（対前年比6.8%、11.0人増加）
- 実雇用率は**2.76%**（対前年比0.16ポイント増加）
- 法定雇用率達成機関の割合は**89.5%**（対前年変動なし）

**【独立行政法人等】（法定雇用率2.6%）**

- 実雇用率は**3.87%**（対前年比1.31ポイント増加）
- 法定雇用率達成機関の割合は**100%**（対前年変動なし）

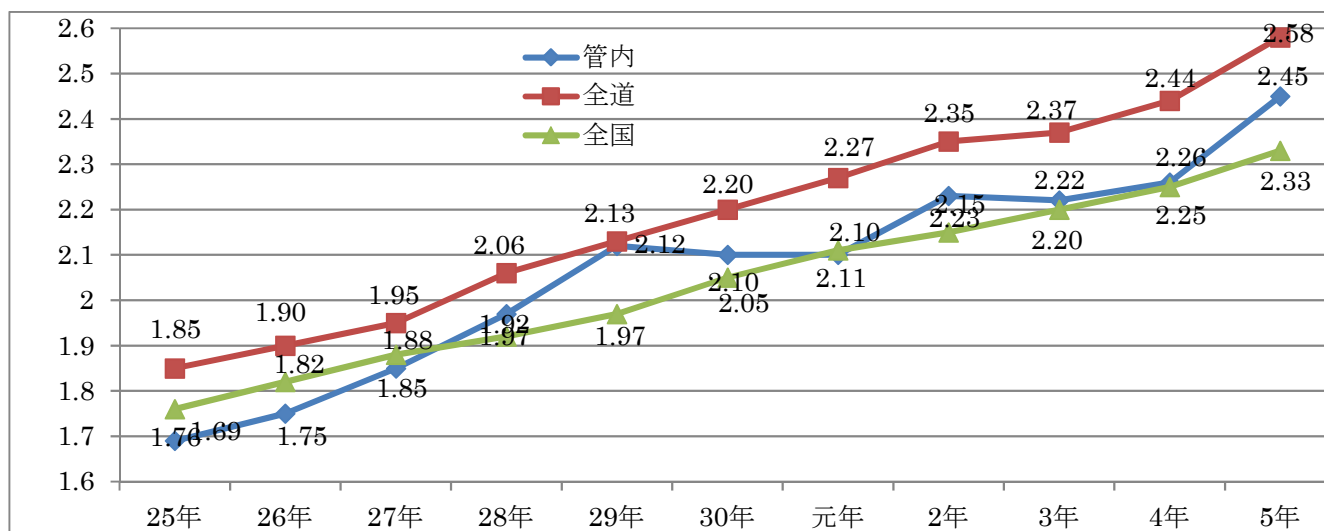
## Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分		① 企業数 (企業)	② 対 象 労働者 数 (人)	③ 雇用障害者数					④ 実 雇 用 率 (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数 (企業)	⑥ 達 成 割 合 (%)
				A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者 (人)	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 (人)	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (人)	D 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者で ある短時間 労働者(人)	E 計 A×2+B +C+D× 0.5 (人)			
函 館	5年	270	34,014.5	123	27	481	157	832.5	2.45	158	58.5
	4年	273	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	145	53.1
北海道	5年	3,895	668,944.0	2,792	517	10,244	1,820	17,255.0	2.58	2,069	53.1
	4年	3,928	666,021.0	2,753	500	9,000	2,457	16,234.5	2.44	2,015	51.3
全 国	5年	108,202	27,523,661.0	127,318	17,553	350,061	39,856	642,178.0	2.33	54,239	50.1
	4年	107,691	27,281,606.5	125,433	17,969	317,201	55,844	613,958.0	2.25	52,007	48.3

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。  
但、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1) 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数を障害種別でみると、身体障害者数は 449.5 人で、前年比 1.1%(5.0 人)増、知的障害者数は 267.0 人で、同 9.7%(23.5 人)増、精神障害者数は 116.0 人で、同 42.3%(34.5 人)増となっている。

第 3 表 障害種別の雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		A 重度 身体 障害者	B 重度 身体 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の身 体障 害者	D 重度 以外 の身 体障 害者 である 短時間 労働者	E 計 A×2+B +C+D ×0.5	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の知 的障 害者	D 重度 以外 の知 的障 害者 である 短時間 労働者	E 計 A×2+B +C+D ×0.5	A 精神 障害 者	B 精神 障害 者で ある 短時間 労働者	C Bの うち 注)4 に該 当す る労 働者	D 計 A+(B-C) ×0.5+C	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
函館	5年	832.5	105	23	200	33	449.5	18	4	165	124	267.0	65	51	51	116.0
	4年	769.5	108	19	194	31	444.5	20	3	158	85	243.5	51	39	22	81.5
北海道	5年	17,255.0	2,537	419	3,677	644	9,492.0	255	98	3,576	1,176	4,772.0	1,981	1,010	1,010	2,991.0
	4年	16,234.5	2,522	421	3,632	705	9,449.5	231	79	3,266	1,170	4,392.0	1,654	1,030	448	2,393.0
全国	5年	642,178.0	104,794	13,119	128,976	16,949	360,157.5	22,524	4,434	90,787	22,907	151,722.5	96,222	34,076	34,076	130,298.0
	4年	613,958.0	103,362	13,369	128,909	17,531	357,767.5	22,071	4,600	86,372	22,624	146,426.0	85,305	32,304	16,615	109,764.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。  
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。  
 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。  
 4 ④C欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。  
 ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。  
 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
 ② 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神保健福祉手帳を取得した者であること  
 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30日時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者 (人)	聴覚又は 平衡機能障害者(人)	音声・言語・そしゃく 機能障害者 (人)	肢体不自由者 (人)	内部障害者 (人)	身体障害者計 (人)
民間 企業	5年	19	24	2	191	125	361
	4年	22	19	7	181	123	352

② 企業規模別

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者 (人)	聴覚又は 平衡機能障害者(人)	音声・言語・そしゃく 機能障害者 (人)	肢体不自由者 (人)	内部障害者 (人)	身体障害者計 (人)
43.5 ～ 100 人 未満	5年	6	8	1	52	41	108
	4年	7	7	2	48	35	99
100 ～ 300 人 未満	5年	4	9	0	74	58	145
	4年	6	5	2	66	56	135
300 ～ 500 人 未満	5年	2	1	0	28	7	38
	4年	2	1	1	36	15	55
500 人 以上	5年	7	6	1	37	19	70
	4年	7	6	2	31	17	63
計	5年	19	24	2	191	125	361
	4年	22	19	7	181	123	352

③ 産業別

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
		視覚障害者 (人)	聴覚又は 平衡機能障害者(人)	音声・言語・そしゃく 機能障害者 (人)	肢体不自由者 (人)	内部障害者 (人)	身体障害者計 (人)
建設 設	5年	0	1	0	2	5	8
	4年	0	0	0	3	5	8
製 造 業	5年	2	5	0	34	19	60
	4年	2	6	0	31	22	61
情報 通信 業	5年	1	0	0	2	4	7
	4年	1	0	0	3	5	9
運 輸 業	5年	0	2	0	20	21	43
	4年	1	1	1	24	19	46
卸売 小売 業	5年	1	2	0	25	19	47
	4年	2	2	0	27	18	49
飲食 店 宿泊 業	5年	0	4	0	4	5	13
	4年	0	1	2	5	4	12
医療 福祉	5年	13	7	1	69	39	129
	4年	14	6	3	59	36	118
サービ ス 業	5年	1	2	0	24	8	35
	4年	1	2	0	17	9	29
そ の 他	5年	1	1	1	11	5	19
	4年	1	1	1	12	5	20
合計	5年	19	24	2	191	125	361
	4年	22	19	7	181	123	352

「その他」は金融・保険業、専門・技術サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス事業

(3) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満」が2.69%と最も高く、次いで「43.5人～100人未満」が2.46%となっている。一方で、「300～500人未満」が最も低く2.10%となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合は、「100～300人未満」が68.5%と最も高く、「300～500人未満」が最も低く41.7%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「300～500人未満」で低下し、それ以外の企業では上昇となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「300～500人未満」で低下し、それ以外の企業では上昇となっている。

雇用されている障害者数は、「43.5人～100人未満規模」で前年比22.0人増、「100～300人未満規模」で同30.5人増、「300～500人未満規模」で同5.5人減、「500人以上規模」で同16.0人増、合計では同63.0人の増加となっている。

第4表 企業規模別の雇用状況

区分		① 企業数  (企業)	② 対 象 労働者 数  (人)	③ 雇用障害者数					④ 実 雇 用 率  (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数  (企業)	⑥ 達 成 割 合  (%)
				A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者  (人)	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者  (人)	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者  (人)	D 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者で ある短時間 労働者(人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
43.5～ 100人未満	5年	161	10,419.0	42	12	134	53	256.5	2.46	88	54.7
	4年	165	10,596.5	39	7	127	45	234.5	2.21	77	46.7
100～ 300人未満	5年	89	12,822.5	50	8	199	75	344.5	2.69	61	68.5
	4年	87	12,716.5	52	5	176	58	314.0	2.47	58	66.7
300～ 500人未満	5年	12	4,174.5	15	0	54	7	87.5	2.10	5	41.7
	4年	13	4,248.0	20	6	44	6	93.0	2.19	7	53.8
500人 以上	5年	8	6,598.5	16	7	94	22	144.0	2.18	4	50.0
	4年	8	6,460.5	17	4	78	24	128.0	1.98	3	37.5
合計	5年	270	34,014.5	123	27	481	157	832.5	2.45	158	58.5
	4年	273	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	145	53.1

注) 第1表と同じ

(4) 産業別の雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「運輸業」が3.13%と最も高く、次いで「その他」の2.82%となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合は、「情報通信業」で77.3%と最も高く、次いで「サービス業」の73.7%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「情報通信業」「飲食店・宿泊業」で低下し、「製造業」では昨年と同一、それ以外の業種では上昇した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「運輸業」「情報通信業」「飲食店・宿泊業」で低下し、それ以外の業種では上昇した。

雇用されている障害者数は、「情報通信業」で低下し、「建設業」では昨年と同一、それ以外の業種では上昇した。

第5表 産業別の雇用状況

区分		① 企業数 (企業)	② 対 象 労働者 数 (人)	③ 雇用障害者数					④ 実 雇 用 率 (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数 (企業)	⑥ 達 成 割 合 (%)
				A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者 (人)	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 (人)	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (人)	D 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者で ある短時間 労働者(人)	E 計 A×2+B +C+D× 0.5 (人)			
建設業	5年	10	793.0	4	0	6	0	14.0	1.77	7	70.0
	4年	14	969.5	5	0	4	0	14.0	1.44	7	50.0
製造業	5年	64	6,432.0	28	2	106	2	165.0	2.57	42	65.6
	4年	63	6,376.5	28	2	104	4	164.0	2.57	40	63.5
情報 通信業	5年	6	867.0	3	2	4	0	12.0	1.38	1	16.7
	4年	6	867.0	6	0	4	0	16.0	1.85	2	33.3
運輸業	5年	22	2,010.5	16	0	30	2	63.0	3.13	17	77.3
	4年	22	2,006.5	15	0	31	3	62.5	3.11	18	81.8
卸 売 小売業	5年	43	5,747.5	16	3	67	13	108.5	1.89	18	41.9
	4年	45	5,953.0	15	1	56	17	95.5	1.60	17	37.8
飲食店 宿泊業	5年	12	1,231.5	3	1	15	5	24.5	1.99	7	58.3
	4年	10	1,015.0	2	1	14	5	21.5	2.12	7	70.0
医 療 福 祉	5年	76	12,409.5	33	17	183	112	322.0	2.59	44	57.9
	4年	78	12,562.0	36	12	174	89	302.5	2.41	36	46.2
サービス業	5年	19	2,730.0	6	2	50	18	73.0	2.67	14	73.7
	4年	18	2,287.0	6	5	23	12	46.0	2.01	11	61.1
その他	5年	18	1,793.5	14	0	20	5	50.5	2.82	8	44.4
	4年	17	1,985.0	15	1	15	3	47.5	2.39	7	41.2
合計	5年	270	34,014.5	123	27	481	157	832.5	2.45	158	58.5
	4年	273	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	145	53.1

注) 第1表と同じ

「その他」は金融・保険業、専門・技術サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス事業



### Ⅲ 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は172.0人で、前年比6.8%(11.0人)増、実雇用率は2.76%で、前年比0.16ポイント増となっている。

法定雇用率2.6%が適用される機関の在職状況(概況)(各年6月1日現在)

区分	① 機関数 (機関)	② 対象 職員数 (人)	③ 雇用障害者数					④ 実 雇用 率 (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 機 関 の 数 (機関)	⑥ 達 成 割 合 (%)	
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者 (人)	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 (人)	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (人)	D 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者で ある短時間 労働者(人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)				
函 館	5年	19	6,227.0	43	1	82	6	172.0	2.76	17	89.5
	4年	19	6,200.0	42	0	76	2	161.0	2.60	17	89.5
北海道	5年	222	79,739.0	545	39	888	55	2,044.5	2.56	157	70.7
	4年	222	79,252.5	545	37	824	59	1,980.5	2.50	152	68.5
全 国	5年	2,667	2,053,946.0	12,568	1,241	28,810	1,984	56,179.0	2.74	2,106	79.0
	4年	2,670	2,045,754.0	12,504	1,220	27,180	2,479	54,647.5	2.67	2,043	76.5

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当数(旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むとしていた。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率2.6%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関(企業局、議会事務局、警察等)、市町村部局及び法定雇用率2.5%適用機関である都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会以外の市町村の教育委員会である。
- 6 全国の数値については、国の機関(行政・立法・司法機関)が含まれる。

事業主の  
皆様へ

# 障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

## STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- 障害者雇用のイメージのための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



## STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- 労働条件や求人の記載方法についてのご案内・ご相談
- 受け入れの体制を整えるための情報提供

## STEP 3 採用・雇い入れ～そして定着へ

- 雇い入れ後にご利用いただける各種助成金制度（裏面参照）
- 各種支援機関と連携した定着支援  
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校  
などと連携した支援や、ジョブコーチ支援）

裏面にも支援メニューがございます

## ○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

### 障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

#### 【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

#### 【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

## ○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

### 特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

### 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

## ○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

### 障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。（問い合わせ先：労働局）

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

## ◇関係機関との連携した支援

### 北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

### ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

### 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、岩見沢に設置しております。

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。